

Q 8 農地を買うには？

土地取得の手続き

一般に土地を買う場合には、売り主と買い主が売買契約を締結し、買い主が代金を支払って土地の所有権を取得し、その旨を登記することになります。農地（採草放牧地を含む）を買うには、さらに加えて農地法の許可を受けることです。

この許可を受けるには、農業委員会（市町村外居住者の場合などはその農地などの所在する区域を管轄する農業委員会を經由して都道府県知事）に売り主と買い主が連署した申請書を提出することが必要です。申請書の提出を受けた農業委員会または都道府県知事は、受け手（買い手）について審査して、条件が満たされていない場合には許可をしません。

取得のステップ

一般的に新規就農者が農地を取得するには、次の3つのステップが必要といわれています。

- ①取得を目指して技術を得るための研修をすること。農地法をクリアするためにも、新規就農ガイドセンターなど相談機関と連絡をとりながら進めるとよい。
- ②研修中に農地の善し悪しを見分ける目を養い、情報収集をすること。
- ③研修中に、地元の農家や関係者と忌憚なく話ができる人間関係をつくること。

特に③が一番大事で、農地の取得は、お金で買うのではなく人間関係で買うのがよいといわれています。

